

23川総行革第17号

平成23年4月22日

各局（区）庶務担当課長 様

総務局行財政改革室担当課長

「特定業務委託契約」のうち「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」
に関する運用について（通知）

川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」について、「特定業務委託契約」のうち「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」に関する運用を定めましたので、通知します。

また、公の施設の指定管理者あて御送付くださいますようお願いいたします。

（小沢・北村担当）

電話044-200-2061

内線22812

「特定業務委託契約」のうち「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」に関する運用について

1 概要

川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」について、「特定業務委託契約」のうち「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」に関する運用を示すものです。

2 運用

「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」は川崎市契約条例に規定された「特定契約制度」における「特定業務委託契約」の一類型であることから、「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引きを参照してください。

ただし、「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」において、「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引きと異なる運用とする部分がありますので、「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」において「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引きを参照する際の留意点を併せて参照してください。

3 「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引き

別添のとおり

4 「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」において「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引きを参照する際の留意点

別添のとおり

「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」において「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引きを参照する際の留意点
平成28年12月

ページ	項目	内容	指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定における運用
1	I 特定工事請負契約及び特定業務委託契約制度について 1 制度の目的・趣旨	特定工事請負契約及び特定業務委託契約(以下「特定契約」という。)制度は、平成22年12月、第5回川崎市議会定例会本会議において、議案「川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について」が可決されたことに伴い、「川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)」に規定された制度であって、平成23年4月1日から公告その他の申込みの誘引を行う案件から実施するものである。	特定工事請負契約及び特定業務委託契約(以下「特定契約」という。)制度は、平成22年12月、第5回川崎市議会定例会本会議において、議案「川崎市契約条例の一部を改正する条例の制定について」が可決されたことに伴い、「川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)」に規定された制度であって、 <u>指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定においては平成23年4月1日以後に締結する協定について実施するものである。</u>
2	II 特定工事請負契約及び特定業務委託契約制度の内容 1 制度の概要	作業報酬に関する規定は、川崎市と受注者が締結する契約書の約款に作業報酬に関する規定を設けるものとする。また、特定契約の対象となる案件の発注の際には、予め当該案件が特定契約に該当するということが入札参加者等にもわかるように、その旨を一般競争入札の公告・お知らせ、指名通知書、見積依頼書等に記載する。 市長は、受注者又は下請け業者等に対し、必要に応じて契約に定められた作業報酬に関する規定の履行状況について調査することができる。調査の結果、違反がある場合には、市は受注者に是正措置を求め、もし受注者が調査に応じない場合や是正措置を講じない場合には、契約不履行として契約の解除をすることができる。さらに、契約解除に伴う措置としての違約金の請求、その他指名停止等の措置をすることができる。	作業報酬に関する規定は、川崎市と受注者が締結する <u>協定書</u> に作業報酬に関する規定を設けるものとする。また、特定契約の対象となる案件の <u>募集</u> の際には、予め当該案件が特定契約に該当するということが入札参加者等にもわかるように、その旨を <u>募集要項</u> 等に記載する。 市長は、受注者又は下請け業者等に対し、必要に応じて <u>協定</u> に定められた作業報酬に関する規定の履行状況について調査することができる。調査の結果、違反がある場合には、市は受注者に是正措置を求め、もし受注者が調査に応じない場合や是正措置を講じない場合には、 <u>指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u>
3	2 特定契約の範囲	特定契約の対象となる案件は、市長が発注するものうち、次のとおりとする。 (1) 特定工事請負契約 予定価格600,000,000円以上の工事請負契約 (2) 特定業務委託契約 予定価格10,000,000円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業種・種目で発注するもの 業種/種目 警備/人的警備、駐車場管理 建物清掃等/種目設定無し、建築物清掃、建築物環境測定、建築物空気調和用ダクト清掃、建築物飲料水水質検査、建築物飲料水貯水槽清掃、清掃建築物排水管清掃、建築物ねずみこん虫等防除、建築物環境衛生総合(一般)管理 屋外清掃(※3)/種目設定無し、道路清掃、下水道清掃、汚水処理施設清掃 施設維持管理(※4)/種目設定無し、電気・機械設備保守点検、エレベーター保守点検、空調・衛生設備保守点検、消化設備保守点検、ボイラー維持管理、浄化槽保守点検、下水管きょテレビカメラ調査、その他の施設維持管理 電算関連業務/データ入力 ※1 予定価格は、税(消費税及び地方消費税相当額)込みの金額とする。 ※2 特定契約の対象となる案件の発注の際には、予め当該案件が特定契約に該当するということが入札参加者等にもわかるように、その旨を一般競争入札の公告・お知らせ、指名通知書、見積依頼書等に記載する。 ※3 規則第67条第3号の市長が定めるものは、下水道又は汚水処理施設等とする。 ※4 規則第67条第4号の市長が定めるものは、電気・機械設備、空調・衛生設備、消化設備、ボイラー設備、下水管きょテレビカメラ調査、その他の市の施設等とする。	特定契約の対象となる案件は、市長が発注するものうち、次のとおりとする。 <u>○特定業務委託契約(うち指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定)すべての協定(指定管理料や業種・種目等での基準は設けない。)</u> <u>※1 特定契約の対象となる案件の募集の際には、予め当該案件が特定契約に該当するということが入札参加者等にもわかるように、その旨を募集要項等に記載する。</u>

「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」において「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引きを参照する際の留意点
平成28年12月

ページ	項目	内容	指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定における運用
3	3 対象労働者の範囲	<p>特定契約の規定が適用される者である対象労働者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定工事請負契約における対象労働者 正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、原則として当該契約に係る作業に従事する労働基準法第9条の労働者及びいわゆる請負契約による「一人親方」であって、公共工事設計労務単価表の該当する職種において従事する者</p> <p>(2) 特定業務委託契約における対象労働者の範囲 正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、原則として当該契約に係る作業に従事する労働基準法第9条の労働者</p> <p>※1 対象労働者は、受注者に雇用される者だけでなく下請業者、再委託業者に雇用される者を含む。ただし、特定工事請負契約における「下請業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する「下請負人」とする。</p> <p>※2 次の者は、対象労働者から除く。</p> <p>ア 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人</p> <p>イ 労働者ではない者(ボランティア、会社役員等)</p> <p>ウ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける方。ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている方に限る。</p> <p>エ 海外において従事する者(例えば、工場製作で海外の工場に従事する者)</p> <p>オ 作業報酬を支払うべき日に対応する労働期間において、特定契約に従事する時間が30分未満の者</p>	<p>特定契約の規定が適用される者である対象労働者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p><u>○特定業務委託契約(うち指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定)における対象労働者</u> <u>正社員、パート、アルバイト、日雇い労働者等、原則として当該協定に係る作業に従事する者</u></p> <p><u>①労働基準法第9条の労働者で、かつ、②当該施設において平常的に行われる業務に従事する者</u> <u>①労働基準法第9条の労働者</u> <u>職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいい、実態として使用従属関係が認められれば、他人の指揮命令下に使用され、労働の対価として賃金を支払われている限り労働者となる。</u> <u>〔具体例〕</u> <u>・ボランティアについては、労働の対価として賃金を支払われている者ではないため、対象とはならない。また、小額ながら労務の対価として報酬・謝礼金等の名目で金銭を受け取っている、いわゆる有償ボランティアについては原則対象外とするが、受注者等と労働契約が締結されていたり、就業規則等の適用があるなど、受注者等が通常雇用している労働者と同様の労働条件で作業に従事している場合には対象とする。</u> <u>②当該施設において平常的に行われる業務に従事する者</u> <u>「当該施設において」とは「当該施設内で」とし、「平常的に行われる業務」とは「毎週1時間以上行われる業務」とする。なお、適用については、あくまで「業務ごと」に判断するため、該当する業務に従事する者であれば、個々の労働者の労働時間にかかわらず対象とする。</u> <u>〔具体例〕</u> <u>・警備業務においては、警報機が作動する都度、警備員が来所する業務や、月に1度警備員が来所し、巡回する業務については、対象とならない。</u> <u>・給食配膳業務については、当該施設内で毎週1時間以上行われるものは対象となるが、給食調理業務については、当該施設において調理しないものは対象とならない。</u> <u>・廃棄物収集業務においては、一時的に施設に立ち入り、廃棄物を収集する業務については、対象とならない。</u></p> <p>※1 対象労働者は、受注者に雇用される者だけでなく下請業者、再委託業者に雇用される者を含む。</p> <p>※2 次の者は、対象労働者から除く。</p> <p>ア 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人</p> <p>イ 労働者ではない者(ボランティア、会社役員等)</p> <p>ウ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける方。ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている方に限る。</p> <p><u>エ 作業報酬を支払うべき日に対応する労働期間において、特定契約に従事する時間が30分未満の者</u> <u>オ 受注者又は下請業者、再委託業者が発注する工事請負契約に係る業務に従事する者</u></p>

「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」において「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引きを参照する際の留意点
平成28年12月

ページ	項目	内容	指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定における運用
4	4 作業報酬下限額	<p>(1) 作業報酬下限額の定義 対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額をいう。</p> <p>(2) 作業報酬下限額の決定方法 市長は、毎年、作業報酬下限額及び適用時期を定めるものとする。 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、川崎市作業報酬審議会の意見を聴かなければならず、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示する。 適用する作業報酬下限額は次のとおりとする。</p> <p>ア 特定工事請負契約 単年度及び複数年度にわたる契約の別に関わらず契約締結時の作業報酬下限額を履行完了まで適用する。</p> <p>イ 特定業務委託契約(単年度契約) 契約締結年度の作業報酬下限額を履行完了まで適用する。</p> <p>ウ 特定業務委託契約(複数年度にわたる契約) 年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用する。</p> <p>※ 上記ウの規定は平成29年度以降に契約を締結する案件から適用するものとする。平成28年度以前に契約を締結した案件は業務完了まで契約締結年度の作業報酬下限額を適用するものとし、受注者は適用している作業報酬下限額が神奈川県地域別最低賃金額を下回る場合は、神奈川県地域別最低賃金額の支払いに留意するものとする。</p>	<p>(1) 作業報酬下限額の定義 対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額をいう。</p> <p>(2) 作業報酬下限額の決定方法 市長は、毎年、作業報酬下限額及び適用時期を定め、<u>年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用するものとする。</u> 市長は、作業報酬下限額を定めようとするときは、川崎市作業報酬審議会の意見を聴かなければならず、作業報酬下限額を定めたときは、これを告示する。</p>
10	7 受注者の業務 (1) 契約書の作成	<p>契約書は、特定契約用のものを用いる。特定契約に関する事項で契約書に記載する主な内容は次のとおり。なお、「川崎市工事請負契約約款」及び「川崎市委託契約約款(標準)」については、「IV 関係法令等」を参照。</p> <p>ア 対象労働者の作業報酬台帳を作成し、市に提出すること。</p> <p>イ 対象労働者に対して、作業報酬に関する事項を周知すること。</p> <p>ウ 対象労働者が、基準額以上の作業報酬を受け取ることができるようにすること。</p> <p>エ 労働者から申出があった場合、誠実に対応し、その申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>オ 履行確認に関する調査に応じること。</p> <p>カ 是正を求められたときは、履行に関する是正措置を講じ、その旨を報告すること。</p> <p>キ 受注者が調査に応じず、又は是正措置を講じない場合等は、市は契約の解除ができること。</p>	<p><u>協定書には、川崎市契約条例の遵守に関する事項を記載する。特定契約に関する事項で協定書に記載する主な内容は次のとおり。なお、川崎市契約条例の遵守に関する事項については、別紙1を参照。</u></p> <p>ア 対象労働者の作業報酬台帳を作成し、市に提出すること。</p> <p>イ 対象労働者に対して、作業報酬に関する事項を周知すること。</p> <p>ウ 対象労働者が、基準額以上の作業報酬を受け取ることができるようにすること。</p> <p>エ 労働者から申出があった場合、誠実に対応し、その申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>オ 履行確認に関する調査に応じること。</p> <p>カ 是正を求められたときは、履行に関する是正措置を講じ、その旨を報告すること。</p> <p>キ 受注者が調査に応じず、又は是正措置を講じない場合等は、市は<u>指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。</u></p>

「指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定」において「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引きを参照する際の留意点

平成28年12月

ページ	項目	内容	指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定における運用
10	(3) 台帳の提出	<p>受注者は、作成した台帳を次のとおり市に提出する。</p> <p>ア 特定契約の履行期間が、川崎市における1つの事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）内のも（単年度契約）</p> <p>第1回/契約締結後、1ヶ月を経過した後にくる作業報酬を支払うべき対象労働者がある最初の支払期日が到来した月の末日後7日以内に提出</p> <p>第2回/履行期限の中間日が属する月の翌月の末日後7日以内に提出。ただし、年度契約（契約日…4月1日～履行期限…翌年3月31日）の場合は、9月末日を中間日とする。</p> <p>最終回/履行期限到来後、当該特定契約における作業の従事に係る作業報酬の支払いがある最後の支払期日が到来した月の末日後7日以内に提出。</p> <p>イ 特定契約の履行期間が、川崎市における複数の事業年度にまたがるもの（複数年度契約）</p> <p>第1回/契約締結後、1ヶ月を経過した後にくる作業報酬を支払うべき対象労働者がある最初の支払期日が到来した月の末日から7日以内に提出</p> <p>第2回/毎年度終了後、4月末日から7日以内に提出する。ただし、第1回の提出に係る支払期日より前に、第2回目のこの支払期日が到来する場合は、この支払期日における台帳の提出は不要。</p> <p>最終回/履行期限到来後、当該契約における作業の従事に係る作業報酬の支払いがある最後の支払期日が到来した月の末日から7日以内に提出する。</p> <p>※支払期日が到来した月末・履行期限の中間日が属する月の翌月末・複数年度契約の4月末日後の7日間は、土日祝日を除いて計算する。</p>	<p>受注者は、作成した台帳を次のとおり市に提出する。</p> <p>○指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定</p> <p><u>第1回/指定期間開始後、1ヶ月を経過した後にくる作業報酬を支払うべき対象労働者がある最初の支払期日が到来した月の末日から7日以内に提出</u></p> <p><u>第2回/毎年度終了後、4月末日から7日以内に提出する。ただし、第1回の提出に係る支払期日より前に、第2回目のこの支払期日が到来する場合は、この支払期日における台帳の提出は不要。</u></p> <p><u>最終回/指定期間終了後、当該協定における作業の従事に係る作業報酬の支払いがある最後の支払期日が到来した月の末日から7日以内に提出する。</u></p> <p><u>※支払期日が到来した月末・4月末日後の7日間は、土日祝日を除いて計算する。</u></p>
14	○特定契約の契約手続きフロー	資料1	<u>個々の公の施設の指定管理者の募集要項等を参照すること。</u>
15	○特定契約の履行確認手続きフロー	資料2	<u>別紙2を参照すること。</u>
16	○台帳提出日程例	資料3	<u>別紙3を参照すること。</u>
17	川崎市契約条例に関するお知らせ	様式例1	<u>別紙4を参照すること。</u>
18	○対象労働者の作業報酬台帳	第1号様式	<u>別紙5を参照すること。</u>

協定書に記載する川崎市契約条例の遵守に関する事項について

第〇章 川崎市契約条例の遵守

(台帳)

第●条 乙は、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。)第8条第1号に規定する台帳(以下「台帳」という。)を条例第7条第1項に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かなければならない。

2 乙は、台帳の写しを、甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

(周知)

第〇条 乙は、次に掲げる事項を、協定に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。

(1) 対象労働者の範囲

(2) 条例第7条第1項に規定する作業報酬下限額

(3) 条例第9条の申出をする場合の申出先

(4) 対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(対象労働者からの申出への対応)

第〇条 乙は、条例第9条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

(作業報酬の支払)

第〇条 乙は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあっては条例第8条第5号に規定する基準額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(不利益取扱いの禁止)

第〇条 乙は、対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第〇条 乙は、条例第10条第1項の規定による甲からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

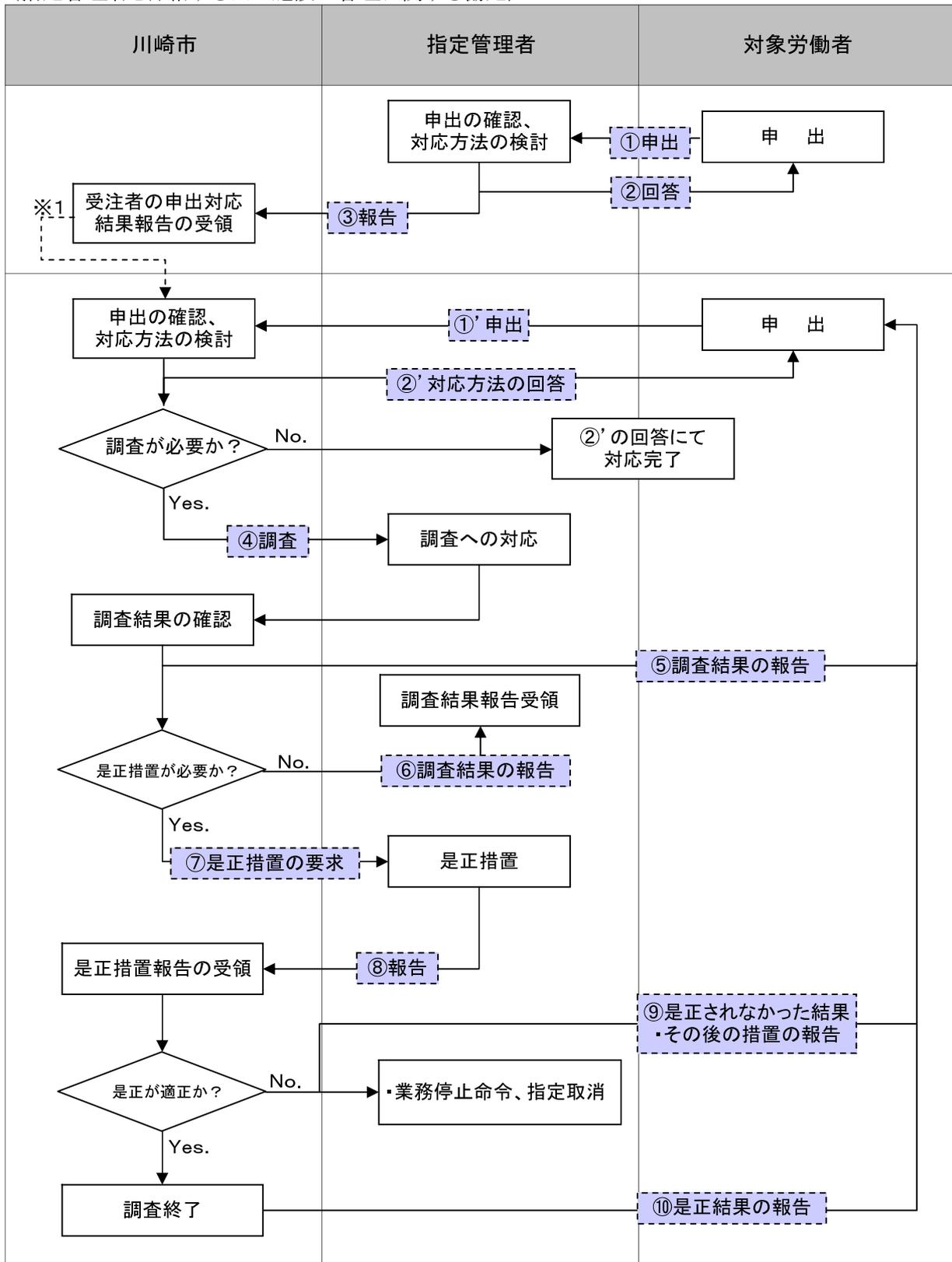
(是正措置)

第〇条 条例第10条第1項又は第2項の報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、乙が第●条から前条までに定める事項に違反していると甲が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、乙は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を甲が指定する日までに甲に報告しなければならない。

(解除の特則)

第〇条 甲は、乙が条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

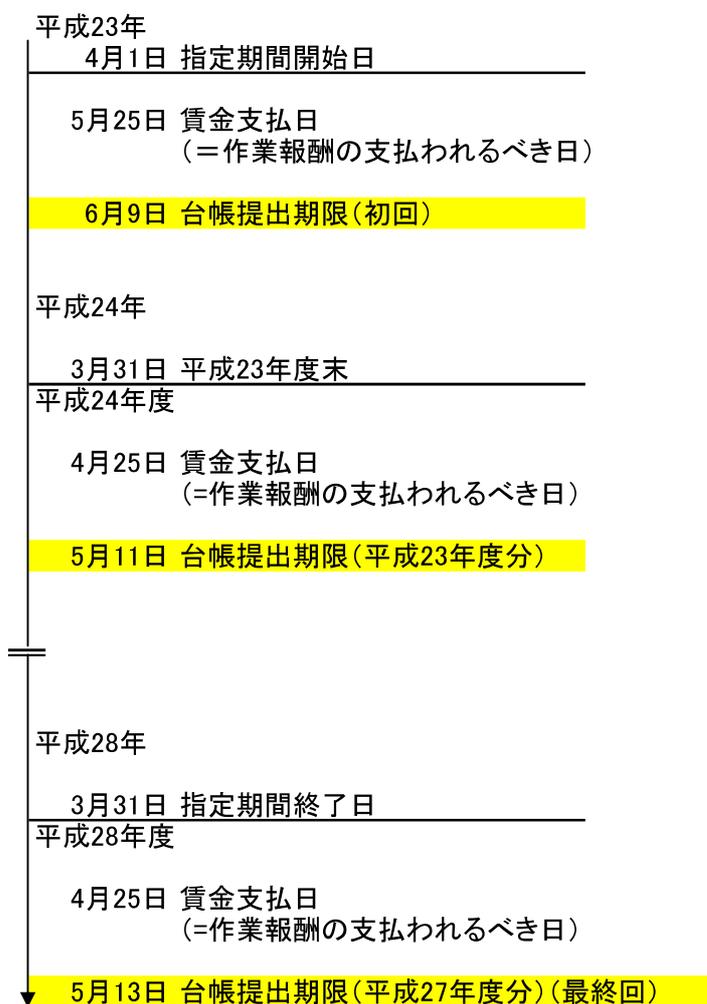
2 甲は、第1項の取消又は命令によって乙に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わない。



※1 指定管理者からの申出対応報告の結果、必要があれば市で調査をする場合がある。
 ※2 履行確認手続きは、基本的には管理運営所管課が行うが、適宜総務局行財政改革室・施設所管課と協議しながら手続きを行う。

○台帳提出日程例
(指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定)

指定期間:平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
支払い形態:月締めの翌月25日払いの場合



川崎市契約条例に関するお知らせ

次の業務は、川崎市契約条例に定める「特定業務委託契約」に該当する業務であって、川崎市と指定管理者との協定で次のことが規定されています。

業 務 名	〇〇会館指定管理業務
施設の所在地	川崎市川崎区〇〇町1番地
指 定 期 間	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

○この業務に従事する労働者の方は、市長が定める1時間当たりの賃金（作業報酬下限額といえます。）から算出する基準額以上の作業報酬を受け取ることができます。

作業報酬下限額 (1時間当たり)	〇〇〇 円
---------------------	-------

○作業報酬に該当する賃金の範囲は、川崎市契約規則で定めています。詳しくは、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載されている「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を参照して下さい。

条例の対象となる方(例)
正社員だけでなく、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者の方など、国籍や雇用主を問わず、原則として、当該施設において平常的に行われる業務に従事する労働者の方
条例の対象とならない方(例)
・同居の親族のみを使用する会社の労働者、家事使用人の方、労働者ではない方(ボランティア、会社役員の方等)、最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける方(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている方に限ります。)、従事時間が30分未満の方、当該施設で平常的に行われない業務(毎週1時間以上行われない業務)に従事する労働者の方等

○この条例の対象となる労働者の方は、基準額以上の作業報酬を受け取っていない場合は、その旨を指定管理者または川崎市に申出ることができます。申出は、必ず文書で行って下さい。様式は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を参照して下さい。

申出先は次のとおりです。

申出先	送付先	電話番号
〇〇株式会社 代表者 川崎 太郎	〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町1-1-1	044-000-0000
川崎市〇〇局〇〇課	〒000-0000 川崎市〇〇区〇〇町1-1-1	044-000-0000

○指定管理者は、この条例の適用を受ける労働者が上の申出をしたことによって、解雇等の不利益な取扱いをしてはいけません。

その他、この条例に関するお問合せは、上記の川崎市の連絡先までお電話下さい。

○対象労働者の作業報酬台帳

業務名	〇〇会館指定管理業務	受注者の担当者名	高津 四郎	作成日	平成23年9月30日
施設の所在地	川崎市川崎区〇〇町1番地	所属部署名	総務課	本台帳の場合に照管できる方の名前(下請業者の場合のみ記入)	麻生 六郎
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	電話番号	044-000-0000	所属部署名(下請業者の場合のみ記入)	総務部総務課
受注者の商号又は名称	△△株式会社	FAX番号	044-000-0000	電話番号(下請業者の場合のみ記入)	〇〇〇業務
代表者名	多藤 五郎	業務名(※下請業者の場合)	〇〇〇業務	FAX番号(下請業者の場合のみ記入)	044-111-1111
住所又は所在地	川崎市中原区〇〇3-10-5	下請業者の商号又は名称	〇×株式会社		044-111-2222
		下請業者の住所又は所在地	川崎市高津区××100番地		

作業報酬計算期間	平成23年8月31日	から	平成23年8月31日	までの分
----------	------------	----	------------	------

作業報酬計算期間の賃金等支払日(作業報酬の支払われるべき日)

平成23年9月25日

労働者氏名	従事業種	支払形態	労働日数	所定労働時間内の総労働時間(特定契約以外に係る部分も含む)	特定契約に係る労働に従事した時間				算定する労働時間数	作業報酬下限額	基準額	支払われた賃金等のうち作業報酬に算定する額	作業報酬の額	備考欄
					割増時間数			h						
					総労働時間数	時間外労働時間数	休日労働時間数							
a	b	c	d	e	f	g	i	j	k					
				100%	25%	35%	25%							
1 川崎 一郎	清掃	月給	25	200	129	164	16	19	8	177	158,061	450,000	290,250	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

※"a"は、"b"を含む。
 ※"c"は、"d-f"を含む。
 ※"f"が"d"又は"e"と重なる場合には、"e"に2時間、"f"に2時間計上する。